

ポスト・ケインズ主義の刑務所 高齢社会の裏側

挽地康彦 *HIKICHI Yasuhiko*

- 1 ――〈ディアスポラ〉の高齢者
- 2 ―― 活力ある福祉社会の陰画
- 3 ―― 「福祉国家」としての刑務所
- 4 ―― 高齢受刑者の相貌
- 5 ―― 危険な社会、安全な刑務所

【要旨】 本稿は、高齢化を所与の傾向とみなし参加型・自立支援型の福祉社会をめざす現代の日本社会を批判的に考察するものである。近年の日本社会では、就労可能な高齢者はたとえリタイア期にあっても受益者に甘んじることははばかられ、積極的に社会を支えることが称揚されている。一方、社会関係が稀薄化し貧困化した高齢者は、受給条件の厳しくなった社会サービスから益々切り離されるばかりか、社会の「お荷物」として排除されつつある。

このような認識のもとに、本稿では、高齢化する刑務所の内実に着目し、昨今の刑務所が国家に代わって福祉の代替的な機能を果たす側面を検証する。ケインズ主義を前提とする福祉国家が、「繁栄の時代」を象徴する歴史の一部になって久しい。ネオリベラルな福祉政策がセーフティネットから撤退する現代では、皮肉にも、犯罪者の社会復帰を担う刑務所が、社会から排除された高齢受刑者の雇用と生命の安全を忠実に引き受けているのである。

1 ―― 〈ディアスポラ〉の高齢者

現在の日本は「超高齢社会」であるという―人口構成比に占める65歳以上の高齢者の割合（高齢化率）が21%を超えると、このように呼ばれることがある。なるほど、たしかにそれが人口比率を準拠に表現されたものとして理解するなら不自然な印象は受けない。ただ、この見方に従うなら、この先に待っている未曾有の社会をわれわれはどのように表象すればよいのだろうか。

超高齢社会とは、高齢化が進む現代日本を位置づけるにあたって苦し紛れに付けられた

名であることは想像に難くない。すでに、高齢化率の上昇が総人口の減少をともしないはじめた2005年以降、高齢社会、超高齢社会（その対比としての少子社会、超少子社会）といった社会表象は敬遠されるばかりか、それらに代わって新たに「人口減少社会」という名が採用されつつある。高齢社会ならまだしも超高齢社会なる命名は、あまりにリニアで歴史認識に欠けているというわけだ。

いずれにせよ高齢化というトレンドが常態化したことには変わりはないが、人口減少社会が超高齢社会に取って代わる、その表象の転換を招来した事態の内実については見極める必要がある。なぜなら、名付けの変化は問

題構制の変容を指し示し、政策の転換までも含意するからである。人口減少社会が労働力人口の減少と社会保障の縮減をもたらす危機を表明しているとするならば、先の表象の転換は、社会保障の宛名が集団から個人（その全体としての“人口”）へ書き直されたことを指し示している。

ケインズ主義的福祉国家—「市場の循環と損害に対抗し、集合的な『福祉』を保証し、不平等を解消する使命を帯びた〈連帯〉の歴史的手段」(Wacquant 2001:82)—は、今世紀においてはそれへのノスタルジーもろとも葬り去られてしまった。年齢集団であれ職業集団であれ国家がそのような集団概念を放棄してしまえば、安定した雇用や社会保障はもはや国家の責務ではなくなり、それを望む個人の獲得目標となる。この意味で、人口減少社会という表象は、ネオリベリズムに牽引された「小さな政府」の福祉政策と矛盾するどころか、むしろ同調しさえする。

われわれはすでに、ポスト・ケインズ主義／ポスト福祉国家に特徴的な光景を幾つかの場面で目撃している。たとえば、年金の受給年齢の引き上げがそうであるし、新たな医療制度としてスタートした後期高齢者医療制度は、「65歳以上の高齢者」というそれまでのカテゴリーに分断線を走らせ、75歳以上の高齢者に保険料の自己負担を強いている。高齢者の増大という現象が常態化したことで、かえって〈高齢者〉という集合表象が社会保障の枠組みから段階的に外れていく事態が進行しているのである。

『高齢社会白書』（平成19年版）は、前例のない高齢社会を活力あり安心できるものにしていくには、「65歳は仕事や地域活動から引退する年齢には早すぎる」（内閣府 2007:64）

と述べ、今後の取り組みの方向性として、つぎのような事項を最初にあげている。

「65歳以上＝高齢者＝支えられる人」という固定観念を捨てること—高齢者は、総じてみれば元気で就労や社会参加に意欲をもった人たちである。…「高齢者は高齢社会を支えることが可能な貴重なマンパワー」と位置付けていくことが実態に即しているのではないか。（前掲書:66）

ここで、『高齢社会白書』はあきらかに、年齢規範に応じたライフサイクルの画一的な移行を問題視している。「退職＝年金受給」というライフステージを脱構築するなかで、高齢者福祉は〈高齢者〉というカテゴリー自体を争点化し、その上で「エイジ・ニュートラル」な政策を展開しようとしている。

年金、医療、介護など高齢者の社会保障に関わるニーズとコストの増大に対処するために、ネオリベラルな社会保障政策は高齢者として特別扱いしない。それは、若者や労働者といった集団カテゴリーとそれぞれの社会保障の関係においても同様である。渋谷望（2003）は、〈高齢者〉という集合的アイデンティティを政策の場面において解体ないし流動化させる試みは、〈労働者〉の集団的アイデンティティをやはり政策を通じて変容させる試みと相即したものであることを指摘している。かつて組合の力を支えた労働者の「硬直的な」集合的アイデンティティも、1980年代のニューライトのヘゲモニーによって個人主義化され、よりフレキシブルなアイデンティティへと転換されていったのである（渋谷 2003:47-8）。

このような公的領域における集合表象ないし集合的アイデンティティの解体は、高齢者

にどのような影響を及ぼすのだろうか。おそらく、ここ数年で顕在化したのは、〈高齢者〉というアイデンティティが粉々になり霧散してしまっただけではなく、高齢者に新たな役割が付与されることで、アイデンティティが再定義されたことであろう。

『高齢社会白書』(平成20年版)が謳うように、「人口減少社会＝労働力不足＝社会保障の危機」という構図がリアリティをもって浮上するなか、求められる高齢者の像ははっきりと社会によって支えられる存在から社会を支える存在へとシフトしている。WHOによって提唱され、「生涯現役社会づくり」として日本で推進される「アクティヴ・エイジング」政策は、何よりも労働、教育支援、ボランティア活動、コミュニティ参加に積極的に取り組む高齢者を養成しようとしている。

ここにおいて、高齢者のアイデンティティは、「あるもの」(being)から「なるもの」(becoming)へと、従来の不変で固定的なアイデンティティの含意を「アイデンティフィケーション」として転位させたスチュアート・ホルの「文化的アイデンティティ」の概念を用いて捉えることができるかもしれない(Hall 1990=1998)。もっとも、ホルが焦点を当てたのは、「ホーム(＝過去)」と「ホスト社会(＝未来)」の間を揺れ動くディアスポラとしての移民の経験であって高齢者の経験ではない。けれども、第1世界に住まう現代の高齢者が抱えるアイデンティティの葛藤を、「福祉国家＝サービス受給者としての自己＝過去」と「ポスト福祉国家＝サービス供給者としての自己＝未来」の間で起こる出来事として解釈してみるとどうだろうか。

高齢者にとっての「ホスト社会」はポスト福祉国家であり、そこが現在生きている場所

である。このホスト社会＝ポスト福祉国家において高齢者は、リタイア期に入ってもなお就労や社会参加に駆り立てられ、永続的に自らを資本化することを要請される。アクティヴ・エイジングの社会で自身の存在意義を見いだすには、仕事を探し、コミュニティに参加し、積極的に社会に貢献し続けることが必要条件となる。

年齢規範を剥奪された社会に生きる高齢者にとって、福祉国家時代なら享受できたかもしれない安心で安定的な余生は、もはや帰ることの許されない〈過去〉としての故郷(patri)でしかない。さらにいえば、アクティヴ・エイジングの思想は、高齢者にとっての〈過去〉の位置づけ自体を、サービス受給者としてのイマジナリーな自己から、ゆとりある余生を実現するためにリスク管理と社会投資を行うプラグマティックな自己へとすり替えていることにも注意する必要がある。したがって、移民の文化的アイデンティティの契機が地理的な空間を移動してきた経路(routes)にあったとするなら、今日の高齢者に要請される文化的アイデンティティの契機は、〈青年期〉〈壮年期〉〈中年期〉〈高齢期〉という各ライフステージを移動してきた人生の経路(routes)のなかにあるといえよう。

2——活力ある福祉社会の陰画

さて、今世紀に入り、医療・社会保障の分野で各種の支援事業や法制度が矢継ぎ早に生み出されたことは記憶に新しい。若年者自立支援プログラム、障害者自立支援法、ホームレス自立支援法、後期高齢者医療制度など、これらに共通するのは近年評判を落としている「自立」という理念である。前節で述べた

「高齢者のアイデンティフィケーション」は、この自立という新たな指針に導かれたポスト福祉国家のコンテキストのなかで展開されている。

まず、英米圏の文脈に即してポスト福祉国家のヴィジョンを素描するなら、それは「第三の道」(the third way)、「活力ある社会」(active society)、「ワークフェア」(workfare)などの政策理念と政治的実践によって構想された社会であり、1990年代に、機能低下した福祉国家に代わって登場した。

そこでは「受益者としての市民」から「自律的でアクティブな市民」へというOECDのスローガンが投げかけられ、家族によるケア・ワークだけでなく、政府の社会保障への依存だけでもない、自己責任・自助努力による市場保障とコミュニティ参加を通した福祉の利用が目指されている。ギデンズは、「第三の道」が掲げる社会ないし国家の理想的モデルについて、つぎのように語っている。

指針とすべきは、生計費を直接支給するのではなく、できる限り人的資本に投資することである。私たちは、福祉国家のかわりに、ポジティブ・ウェルフェア社会という文脈の中で機能する社会投資国家を構想しなければならない。

(ギデンズ 1998=1999:196-7)

現代日本でも同様に、1990年代後半以降、福祉国家から参加型・自立支援型の福祉社会への転換が図られた。急激な少子高齢化、労働市場の規制緩和と非正規雇用の増大、家族の扶養機能の衰退に起因する日本の社会保障の揺らぎを背景に、政府は個人の自立と自己責任を称揚した。日本における参加型・自立

支援型の福祉社会もまた、「福祉から就労へ」というワークフェア理念と親和的な「第三の道」(=ポジティブ・ウェルフェア社会)を選択することで危機を乗り越えようとしたのである。

ただし、「第三の道」の展開はいわゆる「左右の政治」の弁証法を単に企図しただけではなかった。そこには、消費社会にうまく順応し、コミュニティへの義務も果たすような自律的個人を理念型とする「倫理の政治」(Rose 1999)が主旋律としてはたらいっていた。「倫理の政治」は道徳的な観点から社会を統治しようとする。それゆえ、失業や貧困といった社会問題は個人レベルに回帰させられ、階級間の不平等は道徳的区分による個人の行動・振る舞いの問題へとスライドされる。

ネオリベラリズムに傾倒する日本の福祉社会は、市民社会への「参加」を市場への〈参加〉と置換可能なものに定義し直し、高額納税に頭を悩ますマジョリティの不満を回避しつつ、社会包摂するにたる貧困層の選別に専念している。このようにみると、新たな理想モデルとして登場した活力ある福祉社会は、その実、参加・自立できない者を貧困という「檻」の中に隠蔽する「排除型社会」(Young 1999 = 2007)と表裏をなしていると考えられないだろうか。

近代から後期近代への移行は、包摂型社会から排除型社会への移行としてある。すなわち、同化と結合を基調とする社会から、分離と排除を基調とする社会への移行である。…その包摂型の世界は二つの過程によって侵蝕されていった。すなわち、コミュニティが解体される過程(個人主義の台頭)と、既存の労働秩序

が崩壊する過程（労働市場の変容）である。
 (Young 1999 = 2007:30)

犯罪社会学者のジョック・ヤングは包摂型社会から排除型社会への移行を語るなかで、とりわけ労働市場の解体こそがこのような社会変容をもたらしたことを強調している。

労働市場から排除された人びとが大量生産されると、「自立」とはおよそかけ離れた世界に滞留していくことは、喧伝される格差社会の物語として流通している。1980年代末から進行する都市空間の二極化によって浮き彫りになった衰退地区（＝貧困が集中する地区）は、まさにそうした社会的排除の犠牲者たちの溜まり場となっている。たとえば、衰退地区を代表する老朽化した公営団地は高齢化と貧困化が進み、「孤独死」のリスクが高まり、都市内部の限界集落と化している。また、日雇い労働者が集住する簡易宿泊所街（いわゆる「ドヤ街」）もいまでは「福祉の街」に変貌している。そして、次節で検証する刑務所もまた、老齢と貧困が堆積する空間として位置づけられる。

厚生労働省による「所得再配分調査」(2005年)の結果は、これらの悲惨を統計的に例証するものであろう。高齢者の所得格差をジニ係数¹⁾でみると、一般世帯では当初所得のジニ係数が0.4252であるのに対して高齢者世帯では0.8223であり、高齢者間の所得格差が大きいことがわかっている。別の調査においては、65歳以上の人口に占める生活保護受給者の割合は年を追うごとに増加しており、2006年時点で生活保護受給者の約4割（39.8%）が65以上の高齢者であることが報告されている（内閣府 2008:26-7）。高齢者の単身世帯の増加や地域とのつながりの薄さ・弱さも、高齢者の

貧困化を加速させる重要な要因として指摘されよう。

これらの根拠を並べてみるなら、現代日本の高齢社会では、「活力ある社会」の成員資格を得られる高齢者と「排除型社会」の下層定住を余儀なくされる高齢者が、「二つの国民、二つの階級」（ディズレーリ）を構成していることが確認できる。こうした高齢者の分極化は再配分によって解消されるどころか拡大の途をたどっている。後期高齢者医療制度や長期入院者の療養病床の削減といった医療改革、施設型から自宅居住型へとシフトする介護政策などの一連の改革は、貧困から抜け出せない高齢者を「脱施設化」された難民（医療難民、介護難民）として次々に排除の空間へと送り込む役割を果たしているのだ。

福祉社会が「社会的なもの」から撤退するにつれて、衰退地区にある公営団地や簡易宿泊施設が、「福祉の受け皿」として機能し始めている。それは福祉が公的領域において益々価値のないものとなり、周縁化された場所へと囲い込まれていることの証左となろう。

次節からは、「福祉の最後の砦」とまでいわれるようになった日本の刑務所の現実に迫ることで、ケインズ主義的福祉国家の目標であった完全雇用と社会保障を、はからずも矯正施設である刑務所が遺産として受け継いでいることを示したい。

3——「福祉国家」としての刑務所

16工場。木工や縫製など通常の刑務作業ができない高齢者や手足が不自由な者向けの工場だ。ちゃぶ台のような机で、白髪の男性たちが雑誌の付録をポリ袋に入れる作業をしている。部屋にいる24

人の大半は高齢者。最高齢87歳の男は、眼鏡の奥の目を細め、升目が書かれた台紙にプラスチックの部品を置き、数を数えている。

『毎日新聞』2008年4月10日付（朝刊）

これは、「高齢化進む受刑者」という見出しで横浜刑務所内のある場面を伝えた記事である。刑務所であることを聞かなければ、さながら福祉施設か、高齢者向けの職業訓練所と誤認してしまうような内容である。いま日本の刑務所で何が起きているのだろうか。高齢受刑者の調査のために筆者が横浜刑務所を訪問した2008年8月18日は、皮肉にも、同刑務所で最高齢を記録し続けた「87歳の男」が出所することなく亡くなった日であった。マスコミにも取り上げられるほど、刑務所内外で「高齢受刑者」の象徴的存在となっていた男の死。まずは彼の生きた横浜刑務所の風景を素描するところから始めよう。

横浜刑務所（横浜市港南区）とは、おもに受刑2回目以上の累犯者（26歳以上の男性）を収容する定員1,263人の刑務所である。横浜市中心部の住宅街に位置し、刑務所を囲むように港南区役所、社会福祉協議会、生活支援センターなどの公共機関が並んでいる。

横浜刑務所には受刑者が作業する工場が24カ所あり、筆者は立ち入ることを許されなかったが、そのうち「16工場」のような養護工場は2カ所あるという。かつては受刑者のための集会所や倉庫として使われていた場所が2001年に養護工場として改築された。その名のとおり、ここでは「世話係」の若い受刑者に付き添われて、高齢受刑者たちが養護されている。彼らには紙細工などの軽作業が一応

義務づけられているが、それは作業＝労働というより、むしろ作業を通じた介護・支援とあってよく、その意味で養護工場では、矯正の空間が福祉の空間に取って代わっている。

そもそも横浜刑務所内に養護工場が造られることになった背景には、収容人数が入所定員を越す「過剰収容」と刑務所内の「高齢化率の上昇」という2つの要因がある。横浜刑務所では1998年には1日平均収容人数は856人で当時の定員1,200人を下回っていたが、2001年になると定員を越す1,258人に達したことから、2004年に現在の1,263人に定員を増やした（『毎日新聞』2008年4月10日付）。しかし、一方で収容人数も2004年1,473人、2005年1,506人、2006年1,515人と鹵止めがかからず、2008年8月1日現在では1,472人、収容率116.5%となっている。そのため刑務所内では2004年に倉庫、通路、多目的部屋などを居室に改築し、さらに居室内では、支給した旅行用トランクに受刑者の荷物をすべて詰めさせスペースを確保したり、独居室を2人で使用したり、6人部屋に簡易ベッドをもうけ8人で使用、同じように8人部屋を10人で使用するなどして対応している。

他方、受刑者の急速な高齢化も見逃せない。日本人受刑者に占める60歳以上の高齢者は2002年には1,080人中177人で16.4%だったが、2008年8月1日現在では1,189人中289人で24.3%（うち60～69歳は18.5%、70歳以上は5.8%）と2割を超えている。高齢受刑者の日々の移動に配慮して、部屋や工場はすべて1階にもうけられている。また高齢化が進展することは病気にかかる者、死亡する者も増加することを意味しており、受刑者が病院に入院する場合は刑務官が監視のため24時間体制で張り付き、また身寄りのない受刑者が死

亡した場合は刑務所側が葬儀をあげることもある。

このように昨今の横浜刑務所では過剰収容の常態化とその要因の一つである高齢者の増加がみられるが、これは横浜刑務所に限られた現象ではなく全国的な傾向といえる。『矯正統計年報』(2007年度)によると、全国における刑務所および拘置所の毎年末の収容率は、10年前の1998年末の時点で82.8% (収容定員63,625人) だったが、2001年に101.2% (収容定員64,727人) と初めて定員を超えると、その後も2006年まで6年連続して100%を超過し「過剰収容」状態が続いた(図1参照)。2007年には刑務所の新設による大幅な収容定員の増員を行ったことから、収容率93.7%と7年ぶりに年末収容人員が収容定員を下回る結果となった。

また新受刑者²⁾に占める60歳以上の高齢者の割合は、30年前の1978年はわずか1.4%

(412人)に過ぎなかったが、1988年に2.9%(817人)、1998年には7.3%(1,677人)と推移し、2005年以降は1割を占めるまでに増加した。2007年末では12.2%に上っている(図2参照)。

刑務所人口の高齢化は一般社会の高齢化を遙かに上回るスピードで進行しており、それにともない刑務所内で作業上支障をきたす受刑者や死亡する高齢受刑者が全国でも急増している。高齢受刑者以外の死亡者数が実際にはほとんど増加していない事実を踏まえれば、「受刑が原因で死亡しているのではなく、社会で死亡していたはずの人が、刑務所で死亡するようになった」(浜井2006:17)といえる。このように、いわば刑務所が高齢受刑者の「終の棲家」と化す背景について、浜井浩一はつぎのように指摘する。

刑務所内であろうが、一般社会であろうが、仕事で必要とされる人材は同じは

図1 年末収容人数の推移

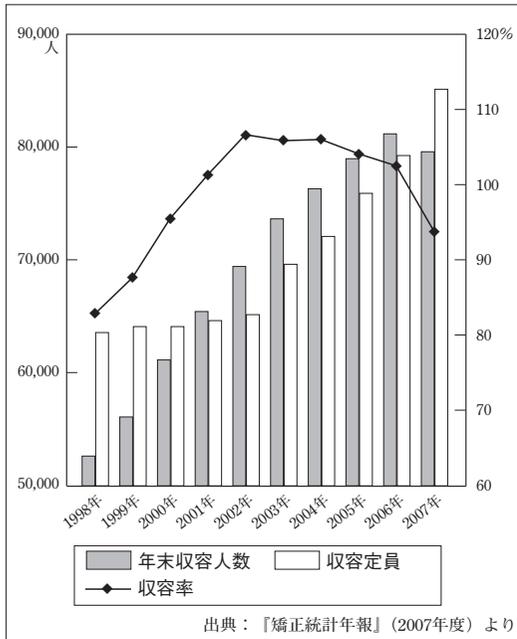
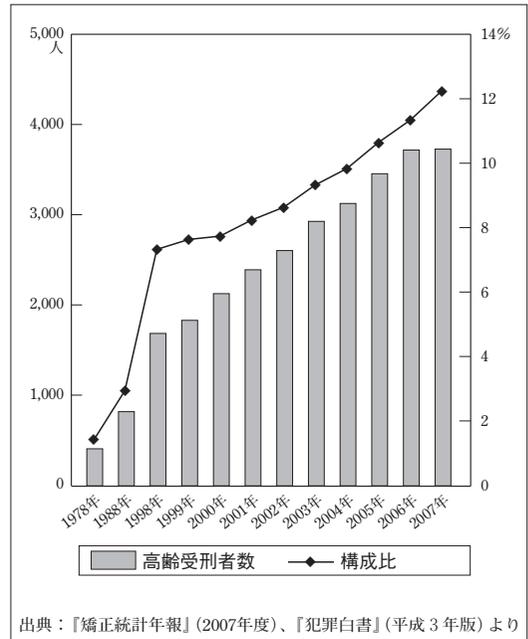


図2 60歳以上の新受刑者数の推移



ずである。高度な技術を要求されない、全員雇用で失業のないはずの刑務所で仕事が見つからない受刑者は、当然のこととして社会でも失業している。つまり、増加する受刑者の多くは、…労働力として一般社会で需要がなくなった者たちでもあったのだ。(浜井 2006:15)

4—— 高齢受刑者の相貌

では、高齢犯罪者ならびに高齢受刑者の特徴は何か。つぎに、この点をおさえていこう。法務省の法務総合研究所は『研究部報告37』(2007)で「高齢犯罪者の実態と意識に関する研究」をテーマに据え、特別調査をもとに高齢受刑者および高齢保護観察対象者の分析を行っている。

これによると、まず交通関係を除く一般刑法犯検挙人員に占める65歳以上の高齢者は、1986年には2.6%であったが、1991年以降増加し、2005年には10.9%と1割を超えた。たしかに日本社会全体の高齢化、とりわけ1990年代以降の高齢化率の上昇を考えると、それ自体が高齢者の検挙人員の増加に結びついているといえるが、高齢者の犯罪率の推移など各種の統計データを読み取るなら、一般社会の高齢者人口の増加以上に高齢者の検挙人員は増加しており、またその犯罪率の上昇傾向は他の年齢層よりも高いことがわかる(法務総合研究所 2007:10-12)。

さらに、罪名、再犯期間、刑事施設への入所度数、職業の有無、配偶関係といった諸項目から、現代日本社会における高齢受刑者の傾向を検討すると、それが「社会的排除」と隣り合わせの状況に置かれていることが浮き彫りになってくる。『研究部報告37』は、高

齢受刑者には入所時期や罪名の違いから種々のパターンがあるとしながらも、その特質をつぎのようにまとめている。

高齢受刑者の多くを占めるのは、若いころから犯罪を繰り返してきた多数入所者である。彼らの特徴は、刑事施設への入所度数が増加するにつれ、罪名が窃盗及び詐欺に集約されていく傾向が見られること、再犯期間が次第に短くなっていくことである。入所度数が20度以上の者では、窃盗と詐欺の合計の割合が約8割を占め、出所後3か月未満で刑務所に再入所した者が約半数を占めた。

一般の高齢者と比較しても、高齢受刑者は無職であった割合が高く、配偶関係でも、「未婚」及び「離別」の割合がかなり高い。職業生活や家庭生活を築き、維持していく力が乏しいまま、犯罪を繰り返し、高齢期に入ってきた者が多いことが推察される。

(法務総合研究所 2007:45)

ここからうかがえるのは、家族関係が薄く不安定就労ゆえに貧困に苦しむ累犯高齢受刑者の姿である。彼らは社会復帰もままならず、出所しては万引きなどの窃盗を犯して入所を繰り返しているのである。

ところで、こうした高齢犯罪者・高齢受刑者の動向は先進諸国のなかでも日本特有のものだろうか。また、高齢社会と格差社会の同時進行により最近になって現れた傾向なのだろうか。以下では、若干のデータをもとに国際比較と時点間比較を行い、これらの問いに答えたい。

日本の高齢化は、65歳以上の人口比率が

7%を超えた1970年あたりから認識されはじめ（「高齢化社会」）、1994年に14%を超え（「高齢社会」）、2005年に20.1%を記録したことから「超高齢社会」と呼ばれることもある。西欧諸国が約100年かけて高齢化したのに対して、日本はわずか30年あまりの間で高齢化したことになる。そのスピードの速さゆえに社会に与えたインパクトは計り知れないのだが、高齢化というトレンド自体が多くの先進諸国で共通の現象になったことで、高齢受刑者の増加という動向が他国でも同様に生じているか否かが検証可能となった。

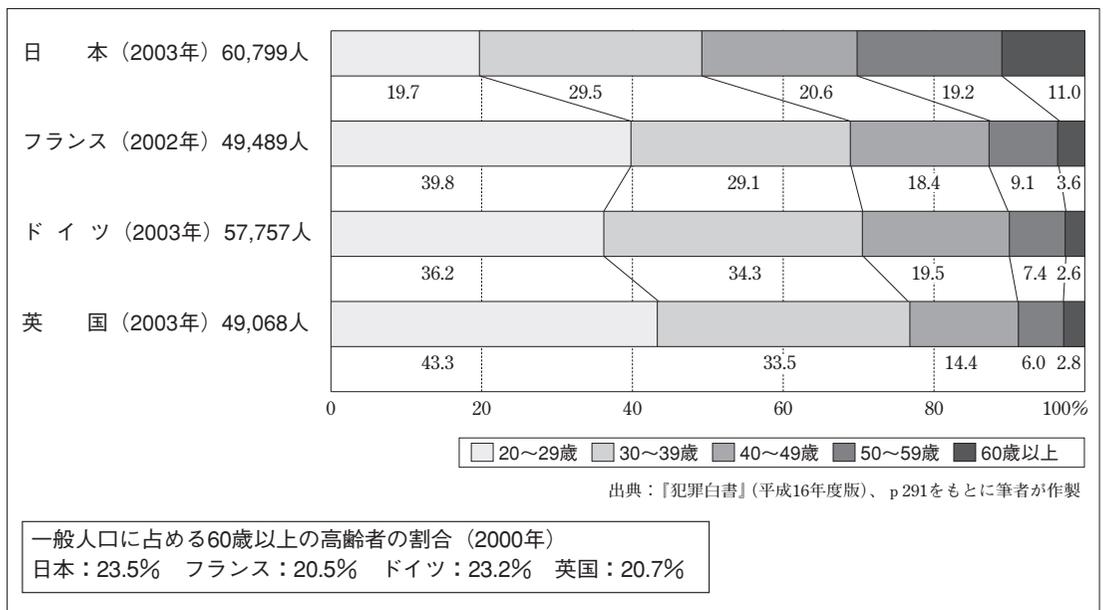
図3は、日本を含めた先進4カ国における年齢層別の成人受刑者のグラフである。このグラフでは60歳以上の年齢区分がないため、ここでは60歳以上の者を高齢者とみなす。

まず、グラフ下に付した一般人口に占める60歳以上の高齢者の割合を比較すると、2000年時点で日本23.5%、フランス20.5%、ドイツ23.2%、英国20.7%である。この時点で日

本がもっとも高い割合を示しているものの、ドイツとの間に差はなく、フランスや英国と比べてみても大差はない。だが、成人受刑者の年齢構成比をみると、日本とそれ以外の3カ国は異なる割合を示している。相対的にみて、他の3カ国が20～29歳の若年受刑者の割合が高いのに対し、日本は若年受刑者の割合がフランスや英国の約半分（19.7%）で、しかも60歳以上の高齢受刑者の割合が11.0%と4カ国中で最も高い。つまり、若年犯罪者の問題と闘っている他国とは対照的に、日本は高齢犯罪者の問題に直面しているのである。

つぎに、前述した高齢犯罪者の存在は、近年になって顕在化したものなのかどうかを時点間比較によって確かめてみたい。この比較のために使用した資料は、「豊かな社会における犯罪」を特集した『犯罪白書』（昭和59年版）と、「高齢化社会と犯罪」を特集した『犯罪白書』（平成3年版）のそれぞれに収められた高齢犯罪者・高齢受刑者に関する各種

図3 4カ国における「成人受刑者の年齢層別構成比」と「高齢化率」



のデータである。

結論から言えば、高齢受刑者の存在は量的にみるとその増加傾向は著しく、また刑務所の過剰収容問題との絡みで近年、知識人のみならずマスコミからも新たな現象として注目されている。ただし、そこで析出される高齢犯罪者や高齢受刑者の〈像〉は、上記の資料をもって比較検討するかぎり、少なくとも1980年以降は大きな変化がみられない。つまり、高齢犯罪者は以前から、再犯率が高く、軽微な窃盗で検挙されるケースが多く、刑務所内では老衰などを理由に特別な処遇が必要とされ、出所の際は家族から見放されているために更生保護施設以外の帰住先がなく、一般社会に戻っても結局は入所回数を重ねてしまう、という現在と同じような質的な側面をもっていたのである。

『犯罪白書』（平成3年版）では、受刑者に対して行われた実態調査と意識調査の分析結果が掲載されており、そのなかには興味深いデータも含まれている。たとえば、「公的年金受給の見通し」に関する質問に対して、高齢群（50歳以上）の再入者は「もらえる」21.5%、「もらえるかもしれない」14.2%、「もらえない」49.1%、「分からない」15.2%と回答しており、少なくとも半数近くの再入者が公的保険制度という安全網からすでにこぼれ落ちており、生活の備えの不足が認められる（法務省法務総合研究所編1991:376-7）。

また、出所時の帰住先に関する質問項目において、60歳以上の再入者は帰住先として「父母のもと」0.6%、「配偶者のもと」19.5%、「兄弟・姉妹、その他親族のもと」15.1%、「知人のもと」6.9%、「雇主のもと」2.7%、「社会福祉施設」0.8%、「更生保護会」33.0%、「その他」21.5%と答えており、（資料では他

の年齢層のデータもあり、それらと比較するとかなり困難な帰住条件にあることがうかがえる（前掲書:338-9）。

このように、1980年以降の高齢受刑者の動向は、量的に増加しても質的にはほとんど変化していないとするなら、問われるべきは、高齢化の進行に比例して個人的資質に問題がある新たな高齢犯罪者がどれだけ増加したかということではなく、高齢受刑者が社会復帰に向けてソフトランディングできるような出所後の制度的なサポートがどれだけ機能しえたのかという問題であろう。それは、刑務所外における社会的な包摂のあり方にかかわる。

5——危険な社会、安全な刑務所

犯罪性が進み入所回数を重ねる高齢受刑者にはもうひとつの特徴がある。それは満期釈放者が多いという事実である。このような高齢受刑者のなかには、仮釈放の見込みがあっても、あえて刑期を全うする満期釈放の途を選択する者も少なくないという。なぜなら、

満期釈放者のほとんどは、引受先が決まらず仮釈放にならなかった者たちである。その多くは、家族・親族や知人・友人との関係が途絶え、引受人として更生保護施設を希望し、その受入れを拒否された者たちでもある。…ハローワークにも受刑者の条件に合うような求人はほとんどなく、福祉の分野でも養護老人ホームは最短で二年の空室待ちで、その他の福祉関係の寮も絶対的な供給不足が続いており、可能な支援は限られているのが現状である。（浜井2006:159-60）

ジェレミ・ベンサムが18世紀に一望監視装置 (Panopticon) を備えた近代の刑務所を設計した際、当時のロシアの工場が模範とされたように、刑務所内の受刑者のイメージもまた健康な労働者であった。そのため、刑務所が受刑者の社会復帰に向けた更生施設としての性格をもってはいても、保護や配慮を必要とする高齢者の福祉施設となるシステム設計は当然ながらなされていなかった。更生保護施設にしても、出所後から社会復帰につながるまでの間の待機場所として入所できる者は、事実上就労を期待できる者に限られている。

「活力ある社会」がコミュニティの健全化を図り、また都市における公共空間の私有化や監視カメラなど犯罪予防装置の強化などが進む今日、「刑務所を満期釈放され、帰るところのない者は、地域社会にとっては不審者以外の何ものでもない。彼らの多くは、ごみを漁ったり、酔って公共物を破損させたり、地域住民に絡んだりしては通報され、刑務所に舞い戻ってくる。」(浜井 2006 :160)。言い換えれば、釈放された刑余者を待っているコミュニティはいまや、刑余者に「普通の生活」を送る自由を与えない監視と管理の空間となっており、他方で、そうしたコミュニティの作法に従い損ねた刑余者はいつの間にか自身が刑務所に戻っていることに気付くのである (Garland 2001 :178)。

このような文脈のなかで、ジグムント・バウマン (1998=2008) は、「刑務所は今日、公共の安全という名のもとに、危険とされる人間が隔離される居留地となっている」というデイヴィッド・ガーランドの言葉を用いながら、ポスト・ケインズ主義時代における刑務所の役割を「廃棄物処理場」の例えをもって説明している。

就労のチャンスがあり家族や福祉の支援もある刑余者が社会に再統合されていた時代の刑務所は、受刑者を市場に、そして社会に復帰させる機能を果たしていた。その意味で刑務所は「リサイクル」の役割を担う刑罰機関であった。しかし、今日、たとえば高齢受刑者のように「社会復帰はほとんど不可能であり、刑務所への復帰こそが確実な見通し」(Bauman 1998=2008 :188) となった受刑者が増加する時代においては、「リサイクルはもはや採算に合わなくなり、そのチャンスも (現状から考えて) もはや現実的でなくなれば、正しい廃棄物処理の方法は、…できるだけ通常の人間の生息域から安全に遠ざけることである。」(前掲書:189)、と。

たしかに、バウマンが主張するように、不安と不満が蔓延する排除型社会の側からみれば、現代の刑務所の役割は「リサイクル」から「廃棄物処理」へ移行しているかもしれない。なぜなら、職にありつけない刑余者が置かれた状況は「失業」ではなく「余剰」としてカウントされるからだ。

しかしながら、刑務所に舞い戻る余剰人口とみなされた刑余者たちは、ただ社会から廃棄されているだけなのだろうか。危険な社会から非難して、自身の受入れを決して拒まない刑務所にあえて再入所する高齢犯罪者たちの主観的世界を考えたとき、その世界はバウマンの「廃棄物処理場」の概念ではうまく捉えられない。

「刑罰から福祉へ」というケインズ主義的福祉国家の受刑者処遇のあり方は、いまや大きく変容している。仮に釈放されても社会復帰に繋がらない枯渇した福祉が待っているだけならば、誰でも受け入れてくれる刑務所はあたかも安全な福祉施設のように高齢受刑者

の眼には映っていることだろう。それは、現代日本の高齢社会における刑罰と福祉が、機能的に等価な関係にあることを指し示している。ポスト・ケインズ主義時代の刑務所は、

《注》

- 1) ジニ係数とは分布の集中度あるいは不平等の程度を示す係数で、0に近づくほど平等で、1に近づくほど不平等となる。
- 2) 新受刑者とは、裁判で「懲役」、「禁錮」などの

《文献》

- Bauman, Zygmunt, 1998, *Work, Consumerism and the New Poor*. (ジグムント・バウマン『新しい貧困：労働、消費主義、ニュープア』伊藤茂訳、青土社、2008年)。
- Garland, David, 2001, *The Culture of Control: Crime and Social Order in Contemporary Society*, Oxford University Press.
- Giddens, Anthony, 1998, *The Third Way: Renewal of Social Democracy*. (アンソニー・ギデンス『第三の道：効率と公正の新たな同盟』佐和隆光訳、日本経済新聞社、1999年)。
- Hall, Stuart, 1990, “Cultural Identity and Diaspora” in *Identity, Community, Culture, Difference*. (スチュアート・ホール「文化的アイデンティティとディアスポラ」小笠原博毅訳『現代思想』vol.26-4、青土社、1998年)。
- 浜井浩一 2006『刑務所の風景』、日本評論社。
- 法務省大臣官房司法法制課 2007『矯正統計年報』(第109)、法務大臣官房司法法制課。
- 法務省法務総合研究所 2007『法務総合研究所研究部報告37』、法務総合研究所。

意図せずして受刑者の全員雇用と生活保障を担う「擬似福祉国家」の役回りを演じているのだ。

刑が確定し、その執行を受けるため、その年に新たに刑務所などに入所した人のことを指す。初めて刑務所に入る人は「初入者」と呼ばれている。

- 法務省法務総合研究所編 1984『犯罪白書』(昭和59年版)、大蔵省印刷局。
- 法務省法務総合研究所編 1991『犯罪白書』(平成3年版)、大蔵省印刷局。
- 法務省法務総合研究所編 2004『犯罪白書』(平成16年版)、国立印刷局。
- 内閣府 2007『高齢社会白書』(平成19年版)、ぎょうせい。
- 内閣府 2008『高齢社会白書』(平成20年版)、ぎょうせい。
- Rose, Nicolas, 1999, *Powers of Freedom: Reframing Political Thought*, Cambridge University Press.
- 渋谷望 2003『魂の労働：ネオリベラリズムの権力論』、青土社。
- Young, Jock, 1999, *The Exclusive Society: Social Exclusion, Crime and Difference in Late Modernity*. (ジョック・ヤング『排除型社会：後期近代における犯罪・雇用・差異』青木秀男・伊藤泰郎・岸政彦・村澤真保呂訳、洛北出版、2007年)。
- Wacquant, Loïc, 2001, “The advent of the penal state is not a destiny”, *Social Justice*, vol.28, No.3.